

## 独占禁止法とは？ 樽商大で出前授業

公取委

公正取引委員会による出前授業「独占禁止法教室」が小樽商大で行われ、商学部3、4年生約40人が独占禁止法について理解を深めた。

同法の意義を知ってもらおうと、公取委は全国の大学や高校、中学校で出前授業を実施。小樽商大での出前授業は2年ぶり5回目、2日に行われた。

講師は公取委事務総局審査局課徴金減免管理官の下

学生に講義する下津秀幸さん



津秀幸さん(43)で、企業が関わった不正な取引事例を紹介しながら、談合などの違法行為を説明。「独占禁止法の意義を自分で説明できるように頑張ってほしい」と強調した。

受講した企業法学科3年の照井宏昌さん(20)は「知っている企業名が出てきて頭に入りやすかった」と話していた。(有田麻子)